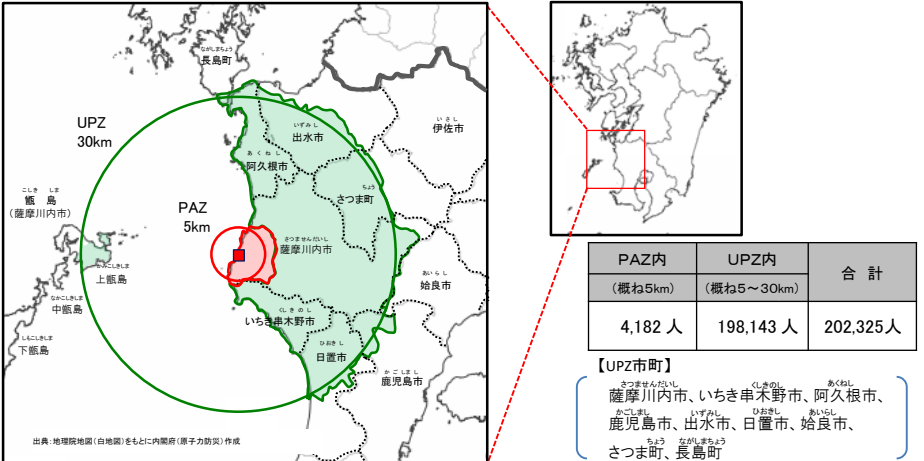


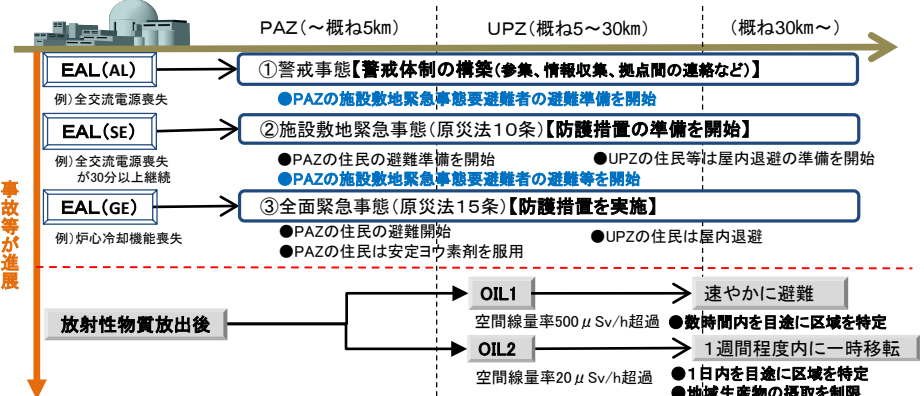
1. 川内地域の原子力災害対策重点区域

- 川内地域における原子力災害対策重点区域 (概ね半径30kmの範囲) の人口は202,325人 (令和2年4月1日現在)。
- PAZ内の人口は薩摩川内市の4,182人。UPZ内の人口は関係9市町198,143人。



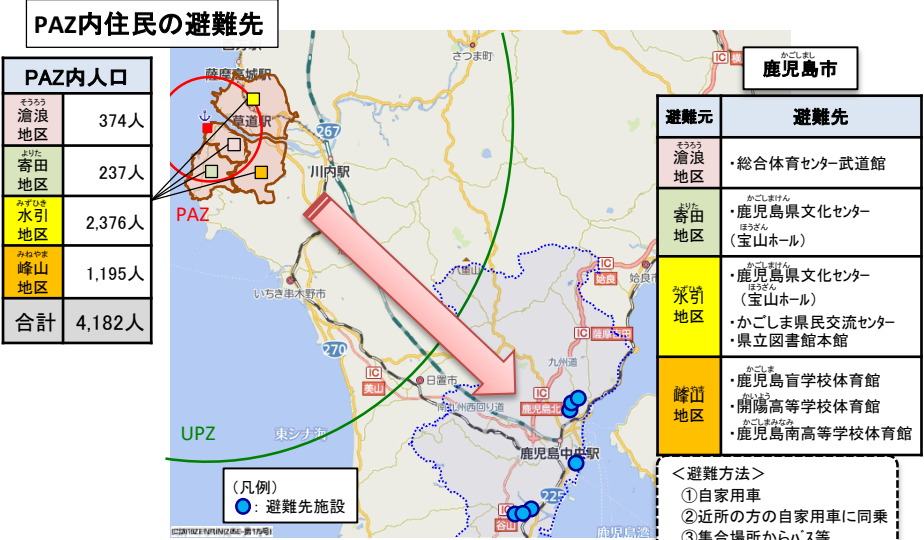
2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状況等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
 - EAL (Emergency Action Level) による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準 (EAL) を設定。EALに基づき、施設敷地緊急事態要避難者は早期の避難等の防護措置を実施。
※施設敷地緊急事態要避難者、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、遮へい効果の高い建物等に屋内退避する。
 - 緊急時モニタリングの実施/OIL (Operational Intervention Level) に基づく判断
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準 (OIL) に基づき、PAZ外の住民の防護措置を判断する。

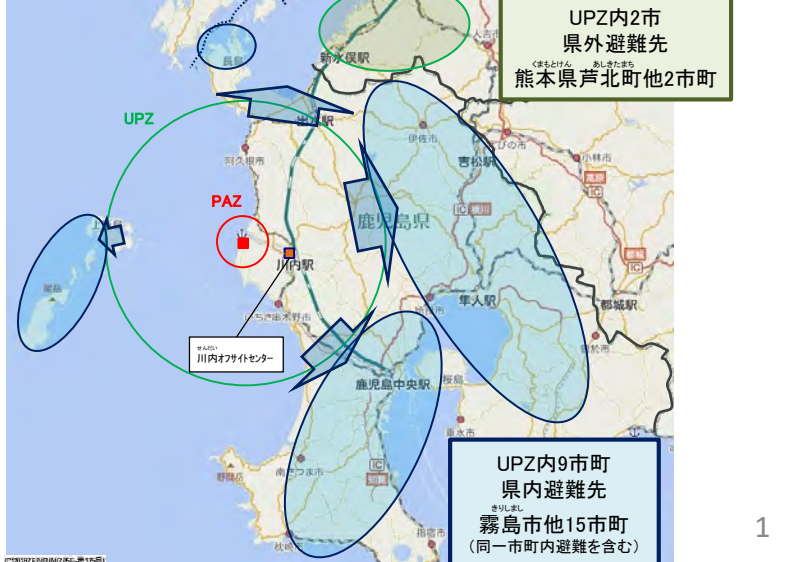


3. PAZ及びUPZにおける広域避難先

- 薩摩川内市のPAZ内4地区の住民避難先については、鹿児島市内の施設に避難先を確保。
- 4地区における避難先については、普段から避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて住民に周知。
- UPZ内9市町の避難先については、県内16市町、県外3市町に避難先を確保。



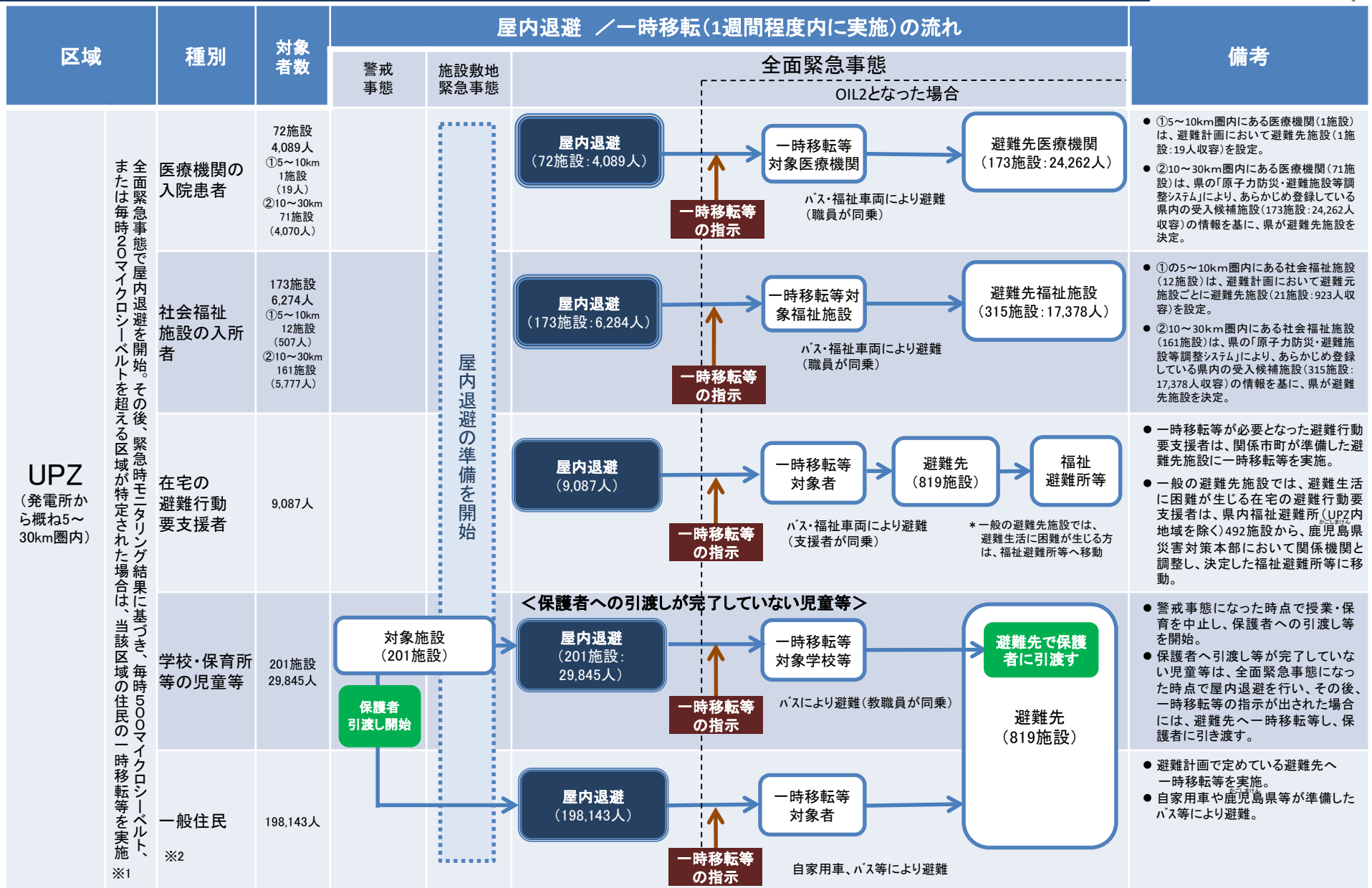
UPZ内市町の広域避難先



川内地域の緊急時対応（概要版） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考					
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態						
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	医療機関・社会福祉施設の入所者	薩摩川内市 357人	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始	対象施設 薩摩川内市 (7施設: 357人)	<避難可能な者: 346人> バス16台、福祉車両5台により避難(職員が同行)	医療機関・社会福祉施設 (鹿児島市12施設、始良市1施設)	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画において避難元施設ごとに避難先施設を設定。 避難の実施により健康リスクが高まる者で、放射線防護対策施設に入所している場合は、避難体制が整うまで屋内退避を実施。 				
	在宅の避難行動要支援者	薩摩川内市 514人		対象者 薩摩川内市: 514人	<避難可能な者: 512人> 支援者とともに徒歩、車両で移動	バス避難集合場所 (17か所)		避難先 (鹿児島市内7施設)	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者は、あらかじめ定めた避難先へ避難。 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ輸送。 一般の避難先施設では、避難生活に困難が生じる在宅の避難行動要支援者は、県内福祉避難所(UPZ内地域を除く)492施設から、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し、決定した福祉避難所等に移動。 		
	その他の施設敷地緊急事態要避難者※1	薩摩川内市 294人		対象者 薩摩川内市: 294人	バス避難集合場所 (17か所)	バス10台により避難 自家用車で避難		避難先 (鹿児島市内7施設)			
	学校・保育所等の児童等	薩摩川内市 330人		対象施設 薩摩川内市 (5施設: 330人)	<保護者への引渡し完了していない児童等> バス10台により避難(教職員が同乗)	一時滞在者		バス避難集合場所 自家用車で避難		避難先 自宅等	
	一般住民	薩摩川内市 4,182人		一般住民の避難準備を開始	対象者 薩摩川内市: 4,182人	保護者引渡し開始		自家用車で避難(3,437人)		バス避難集合場所 (17か所)	徒歩等で移動(745人)
放射線防護対策施設※3	鹿児島市12施設、始良市1施設	放射線防護対策施設※3	福祉車両2台(全てストレッチャー)で避難(支援者が同乗)	福祉避難所等	放射線防護対策施設※3 (旧瀧浪小学校体育館、峰山地区コミュニティセンター等)	*一般の避難先施設では、避難生活に困難が生じる方は、福祉避難所等へ移動					

※1 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要がある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者。
 ※2 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。
 ※3 放射線防護対策施設には、避難行動要支援者のほか、職員等が入る予定。



※1 OIL基準に基づく避難や一時移転等のこと。
 ※2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。

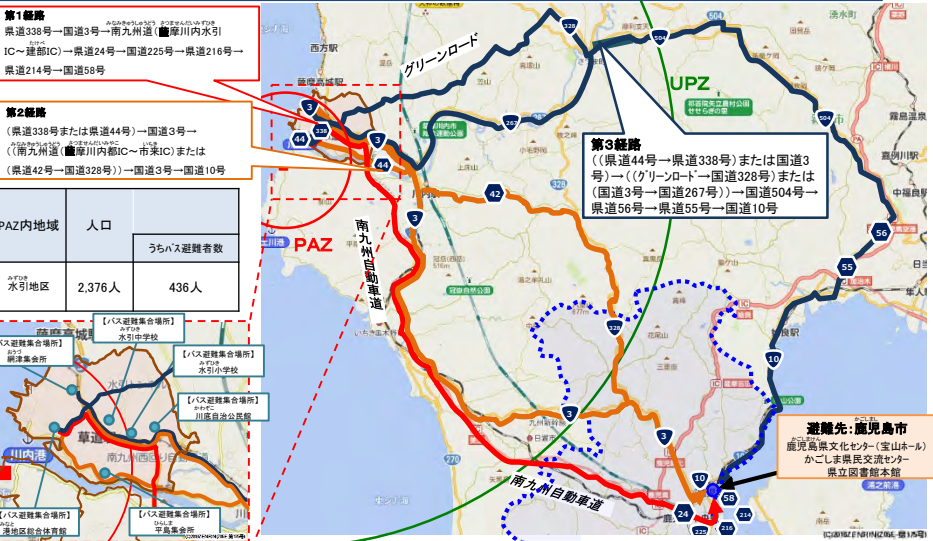
かごしまけん
 鹿児島県が、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を確保。
 それでも不足する場合は、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を確保。

せんだいの川内地域の緊急時対応 (概要版)

④住民の安全確保に向けた主な対策(1)

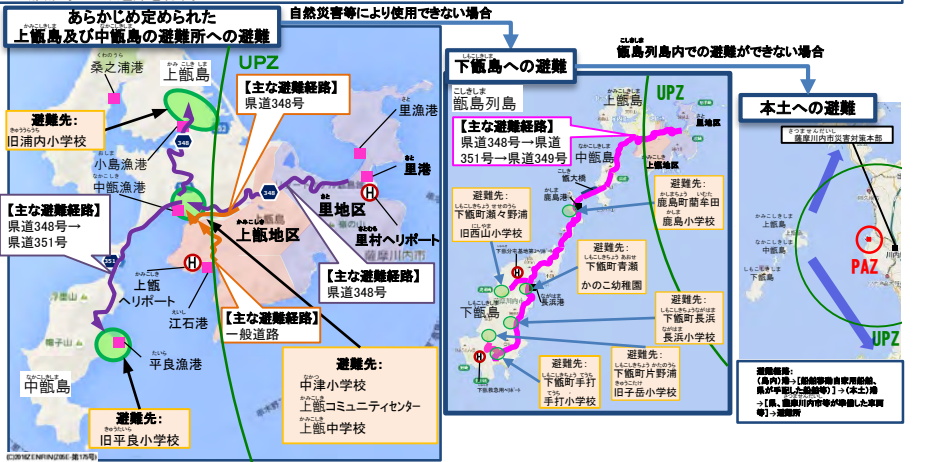
1. 避難経路の複数化

- ▶ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- ▶ 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



2. 離島の島外避難等防護措置

- ▶ 上飯島及び中飯島のあらかじめ定められた避難所が自然災害等により使用できない場合は、下飯島の避難所への避難を実施。
- ▶ 県は、PAZ内の避難の実施に合わせ、UPZ外の飯島内住民に対しても、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。
- ▶ 万一、飯島列島内での避難ができない場合に備え、県は本土への避難の検討を行う。避難の際は、自家用の船舶の利用又は船が薩摩川内市からの依頼に基づき、第十管区海上保安本部、自衛隊、フェリー及び高速船の運航者等に要請し、手配した船舶等により避難を行う。



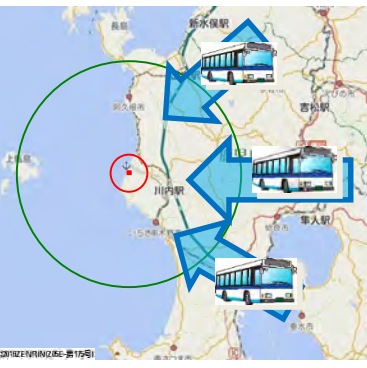
3. バス協会との協定に基づく輸送手段の確保

- ▶ 鹿児島県は、災害時における輸送手段の円滑な確保のため、平成27年6月に公益社団法人鹿児島県バス協会と「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」を締結。
- ▶ 鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を確保する。

協力事業者	保有台数 (台)
33社	約1,600

災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定 (平成27年6月26日)

- 【対象】**
公益社団法人鹿児島県バス協会
- 【協力内容】**
- ①被災者（滞留者を含む）及び救援者等の輸送業務
 - ②ボランティアの輸送業務
 - ③災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
 - ④その他必要なバスによる支援業務



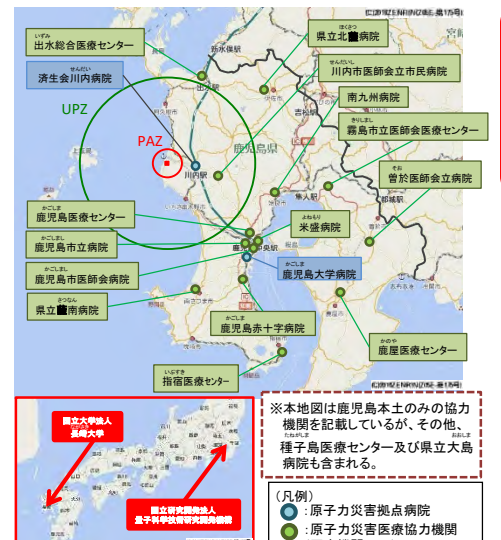
九州・山口9県災害時応援協定 (平成23年10月31日)

- 【対象】**
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県
- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③避難施設及び住宅の提供
 - ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ⑤医療支援
 - ⑥物資集積拠点の確保
 - ⑦災害廃棄物の処理支援
 - ⑧その他応援のために必要な事項



4. 原子力災害時における医療体制の連携・強化

- ▶ 放射性物質による汚染や被ばく状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター ※県が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人筑波大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的の助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支援

原子力災害拠点病院 ※県が指定
【2医療機関(鹿児島大学病院、済生会川内病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関 ※県が登録
【16医療機関(鹿児島市立病院、鹿児島医療センター他)・16機関(県内各保健所他)】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

※本地図は鹿児島県本土のみの協力機関を記載しているが、その他、種子島医療センター及び県立大島病院(医療機関のみ)

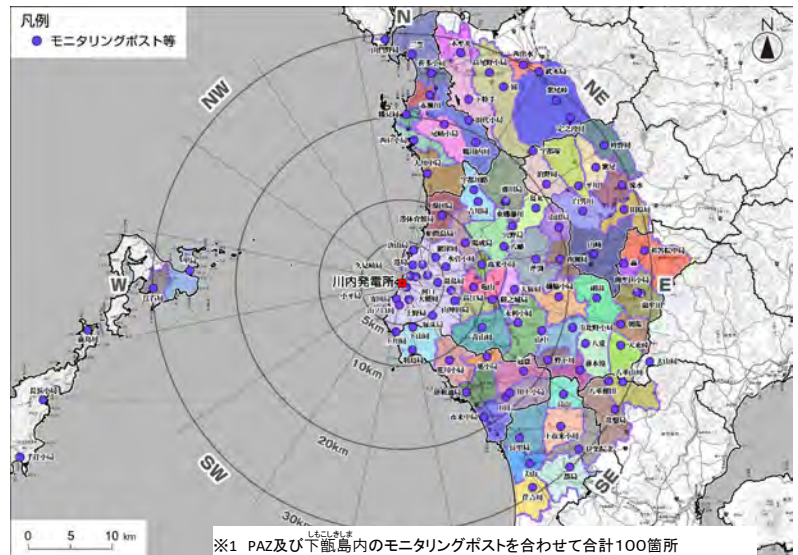
(凡例)
●: 原子力災害拠点病院
○: 原子力災害医療協力機関(医療機関のみ)

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

川内地域の緊急時対応（概要版） ⑤住民の安全確保に向けた主な対策（2）

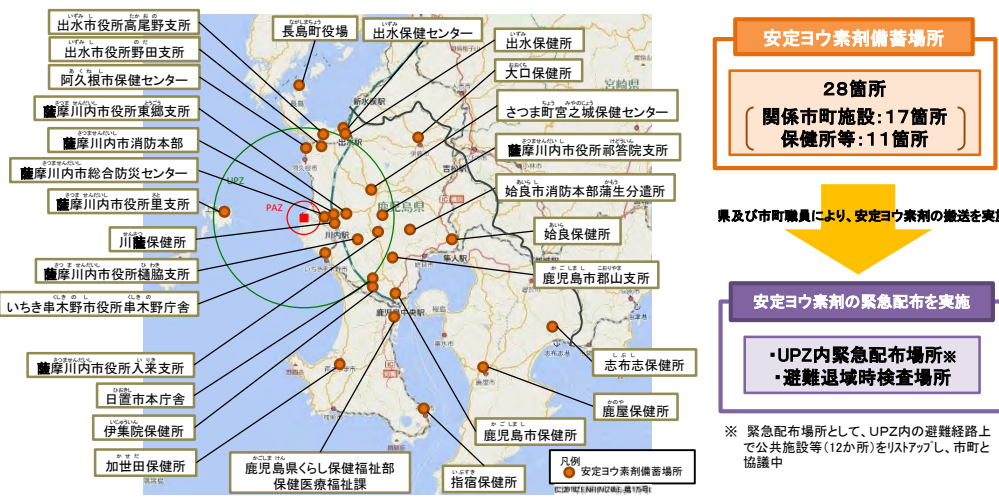
1. 川内地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

川内原子力発電所周辺9市町に、緊急時モニタリング地点81地点※1を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるように、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、関係市町施設等に合計約161万丸の丸剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤約2万包等を備蓄。
緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先よりUPZ内緊急配布場所及び避難地域時検査場所へ搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。



2. PAZ内及びUPZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

鹿児島県では、PAZ内住民及びUPZ内住民を対象に説明会を実施。
PAZ内住民を対象に、令和2年7月19日現在、2,663人に事前配布を実施。
UPZ内住民に対しては、一定の要件を満たし、事前配布を希望する住民を対象に、令和2年4月1日現在、2,016人に事前配布を実施。

PAZ	配布対象者(人)※	配布済人数(人)
薩摩川内市	3,969	2,663
合計	3,969	2,663

※ PAZ内の住民数から、PAZ内に住む九州電力職員及びUPZ内の病院に住民票を移している入所者を除いた人数。

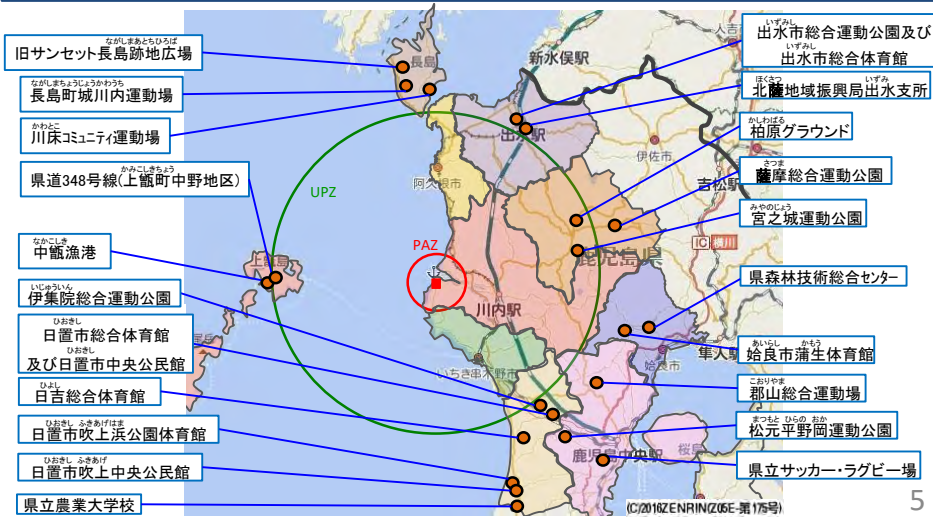
UPZ	配布要件	配布済人数(人)
薩摩川内市	UPZ内に居住しており、以下の一定の要件を満たし、事前配布を希望する住民を対象。	917
いちき串木野市		425
阿久根市	① 障害や病気のある方	133
鹿児島市	② 高齢者のうち災害時に配慮を要する方	40
出水市	③ 妊婦・授乳婦	187
日置市	④ 乳幼児(未就学児)	231
始良市	⑤ ①～④に該当しないが、類する事情がある方	0
さつま町	⑥ ①～⑤に該当する方が世帯にいる方	79
長島町		4
合計	-	2,016

＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞
医師、薬剤師、県及び市職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。

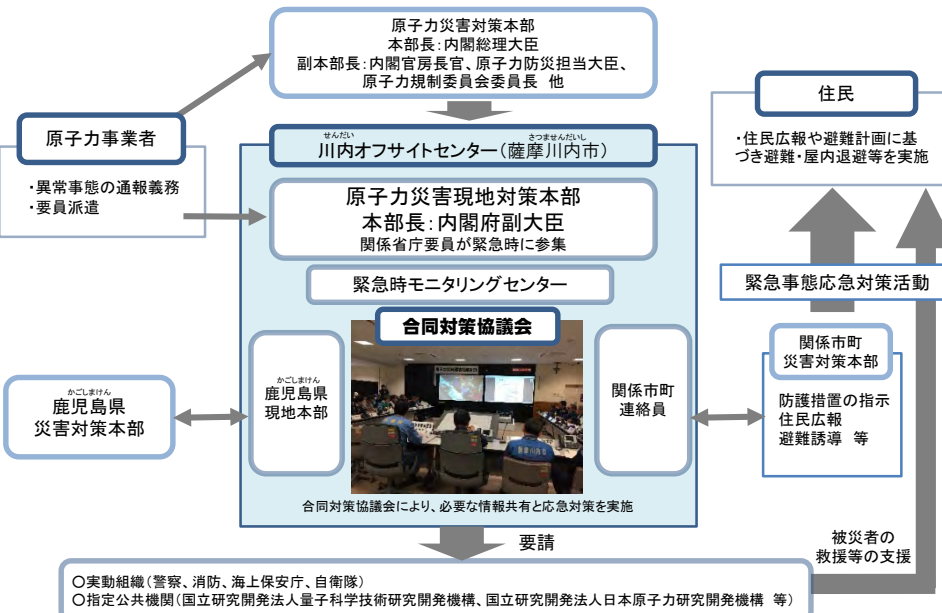


4. 避難地域時検査場所の候補地の設定

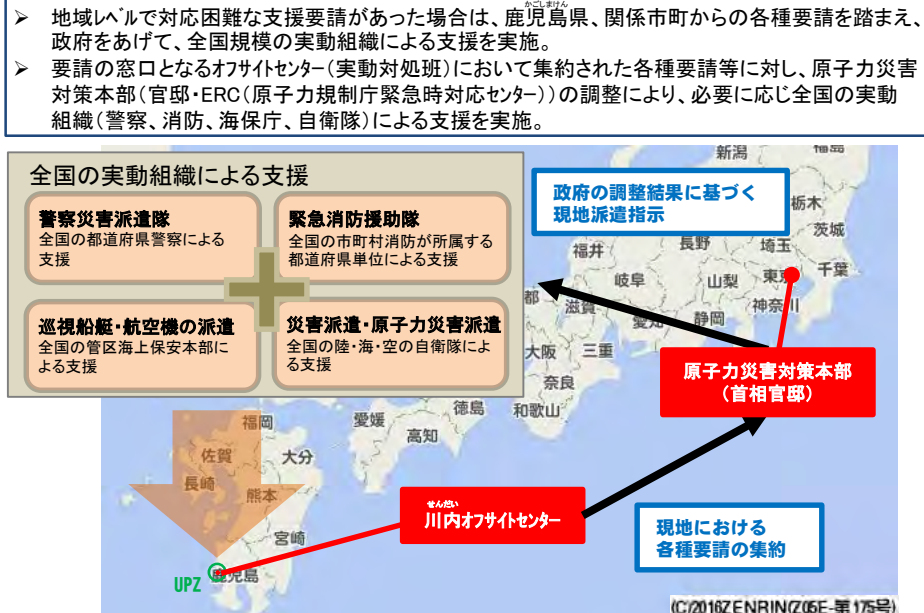
鹿児島県では、緊急時の避難を円滑に行うため、30km圏周辺から避難所までの間で、避難経路や避難所までの移動の容易性、面積等を考慮し、候補地(21ヶ所)をあらかじめ準備。



1. 緊急時対応体制

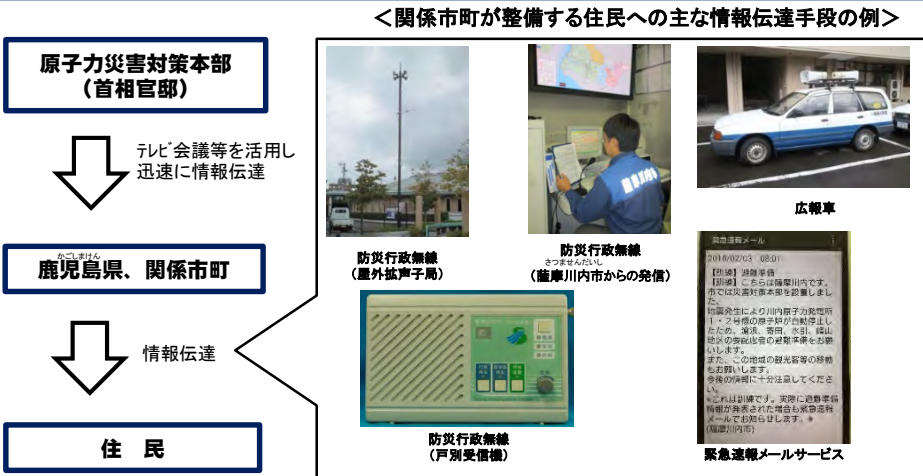


3. 実動組織の広域支援体制



2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定30素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ、ホームページ等を活用し、住民へ情報を伝達。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

➢ 鹿児島県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等

消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達

海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動

防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓閉作業